

職場内で回覧をお願いいたします

けんぽだより



全国健康保険協会 三重支部

協会けんぽ

〒514-1195 三重県津市栄町4-643 津栄町三交ビル

TEL 059-225-3311 (代表)

受付時間 8:30~17:15

(土日祝、年末年始を除く)

無料

LINEの友だち追加は
こちらから！



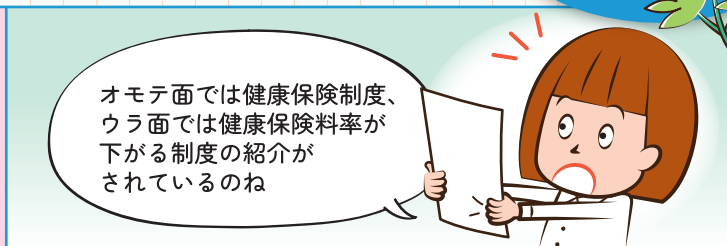
令和7年
4月号

No.149

ルピナス



協会けんぽには
さまざまな生活の
安定のための
サポート制度が
あるござる！



健康保険(保険給付)のご案内



👉 病気やケガで会社を休んだとき

お勤めされている方(被保険者)が病気やケガのため会社を休んだときは、通算して1年6ヵ月の期間、休業補償として**傷病手当金**を申請できます。

👉 出産で会社を休んだとき

お勤めされている方(被保険者)が出産のため会社を休んだときは、産前産後の休業補償として**出産手当金**を申請できます。

👉 高額な医療費を支払ったとき

自己負担限度額を超えた分を**高額療養費**として、払い戻しを申請できます。

自己負担
限度額
(払い戻し)
療養費
高額
窓口負担
(2割または3割)

協会けんぽの負担
(7割または8割)



マイナ保険証が便利です！
マイナ保険証なら高額療養費の
申請は原則不要となります。

マイナ保険証についてはこちら▶



👉 子どもが生まれたとき

ご出産されたときは、**出産育児一時金**を申請できます。

直接支払制度が便利です！

協会けんぽから医療機関に出産費用を直接支払う仕組み(直接支払制度)があります。ご希望の場合は医療機関へご相談ください。

(注) 出産費用が出産育児一時金の支給額を下回った場合、その差額分を支給するための申請が必要です。

支給金額 **一児につき 50万円**

※産科医療補償制度に未加入の医療機関等での出産または
妊娠週数22週未満で出産した場合は、一児につき 48万8千円



👉 医療費の全額を負担したとき

やむを得ず全額自己負担で受診したときや、治療のために装具が必要になったときなどは、**療養費(立替払等、治療用装具)**として、払い戻しを申請できます。

👉 お亡くなりになったとき

お亡くなりになったときは、**埋葬料(費)**を申請できます。

それぞれ専用の申請書がございます
申請書は郵送でのご提出をお願いします

申請書の
ダウンロードは
こちら▶



申請書に添付した**領収書・証明書等の原本**は
手続き完了後、返却できません！

添付書類(領収書や証明書等)の原本の返却が必要な場合は、
申請時、付箋等に目立つように「**原本返却希望**」の旨をご記入ください。

これさえあれば/
申請書の書き方がわかる！

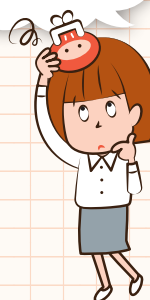
『協会けんぽGUIDE BOOK
健康保険制度・申請書の書
き方』の最新版はこちらから
ダウンロードできます▶



協会
けんぽの

健康保険料率が下がる!?

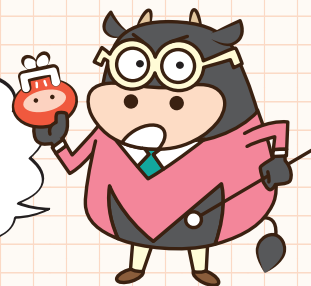
インセンティブ制度



健康保険料、
もう少し
安かったらなあ...

まさか

インセンティブ制度を
知らないのか!?
インセンティブを獲得すると
健康保険料率が
下がるんだぞ!



インセンティブ制度とは?

47都道府県支部を5つの指標から評価し、
ランキング上位15支部は、翌々年度の
健康保険料率が引き下がる制度。

インセンティブ
獲得

健康
保険料率が
下がる

会社も
個人も
負担が減る

5つの指標

総合
順位

令和5年度

30位

令和4年度:27位

1

健康診断を受けているか

令和5年度

27位

令和4年度:6位

※協会けんぽが把握できる健診の
受診のみ計上されます

2

健康サポート(特定保健指導)
を利用しているか

令和5年度

23位

令和4年度:46位

3

健康サポート(特定保健指導)
の対象者が減少したか

令和5年度

33位

令和4年度:29位

4

健診結果「要治療」の方が
病院を受診したか

令和5年度

12位

令和4年度:28位

5

ジェネリック医薬品を
使用しているか

令和5年度

40位

令和4年度:25位

皆さまへお願い

協会けんぽの健康診断をご受診ください。対象の方がいる事業所へ3月下旬にご案内を送付しました。

健康のプロと一緒に生活習慣の改善に取り組みましょう!(無料)

健診当日に健康サポート(特定保健指導)を受けられる健診機関もございます。

健診で「要治療」「要精密検査」の判定を受けた方は、すみやかに医療機関を受診しましょう。

医師や薬剤師にジェネリック医薬品希望と積極的に伝えましょう。

今年度は会社規模で健康を目指す「健康事業所宣言」をはじめましょう。



実施
健診機関
一覧は
こちら



「健康事業所
宣言」に
ついては
こちら

健康保険料率を引き下げるためには、皆さまの取り組みが必要です!